

児童に身近な題材で行う「著作権教育」の実践

大分市立滝尾小学校 上野 真

1. はじめに

「音楽を聴きながら給食を食べたい！」という児童の提案を受け、CDを持ってくるところを許可した。早速、次の日からCDの音楽を聴きながら給食を食べるようになったのだが、ある人気ミュージシャンの曲が再生された時、「あ、この曲欲しかったんだよね。パソコンに取り込むから、今日、貸して。」という声を耳にした。その言葉が気になり、児童に話を聞いたところ、CDの貸し借りとコピーが日常的に行われている実態が明らかになった。この例のように、児童が無意識のうちに他人の著作権を侵害してしまわないためにも、小学校段階から著作権に関する教育を行うことが必要だと考え、本実践に取り組むことにした。

2. 実践のねらい

情報モラル指導ポータルサイト「やってみよう！情報モラル教育」の中で示されている「情報モラル指導 モデルカリキュラム」（資料1）。その中の「分類1：情報社会の倫理」においても、5・6年生段階で「人の著作物には、著作権があることを知り、尊重する」態度を育むことが、学習項目として示されている。そこで、本実践は、児童にとって身近な題材である「キャラクター」や「CDの複製」についての学習を進める中で、私が担任をしている6年生34名に、著作物を尊重する態度を育むことをねらいとして取り組むことにした。

また、著作権に関する教育は、一部の教職員だけではなく、すべての学校・すべての教室で取り組まなければならないもののはずである。そこで、大分県内でも広く導入されている市販教材や、インターネット上で公開されている教材を使った指導を心がけ、著作権教育が「誰でも、どこでも実践できるもの」にすることもねらいの1つにした。

3. 児童の実態

まずは児童の実態を把握するためにアンケートを行った。その結果、著作権という言葉が「初めて聞いた」「聞いたことはあるが、分からない」と答えた児童が全体の74%にのぼるなど、著作権というものが児童の中に浸透していないことが分かった（資料2）。

また、「分からない」と答えた児童の中には、著作権のことを「人の作品を勝手に使っている権利」・「人と同じものを作ってよい権利」だと考えている者がいるなど、他人の著作物を尊重する態度が乏しいのが実態である（資料3）

4. 指導計画

「著作権を尊重する態度を育むための実践」をどのように進めるべきか悩んでいた10月下旬、学年内で「ホカホカ言葉：人権キャラクター」の公募が行われた。児童が描いた絵を見てみると、明らかにアニメなどのキャラクターを模したものが数点見つかった（資料4）。それらの絵を見て、「これって、パクリだよな…。こんなの許されるのかな？」と呟く児童の姿から、導入はキャラクターを扱ったものにし、以下のような指導計画を立てた。

第1時：著作権の概念を知る

【使用教材】事例で学ぶNetモラル(広島県教科用図書販売株式会社)

<http://www.hirokyou.co.jp/netmoral/index.html>

【使用題材】 C-02 「クラスのマーク “ピーチ君”」

帰りの会：著作物の利用

【使用教材】 事例で学ぶNetモラル(広島県教科用図書販売株式会社)

<http://www.hirokyou.co.jp/netmoral/index.html>

【使用題材】 C-03 「わたしの Web ページ」(10分教材)

第2時：楽しく音楽を聴くために

【使用教材】 著作権学習コンテンツ(独立行政法人 メディア教育開発センター)

http://deneb.nime.ac.jp/contents/school_child/index.htm

【使用題材】 インターネットでの著作権

【使用教材】 楽しく音楽を聴くために知っておこう(社団法人 日本レコード協会)

http://www.riaj.or.jp/copyright/pdf/elementary_db.pdf

5. 授業実践

(1) 著作権の概念を知る

7割以上の児童が「知らない・分からない」と答えた著作権。その指導の導入には、児童にとって身近な「キャラクター」を題材にしたものが最適だと考えた。そこで、様々な教材を検討した結果、市販教材「事例で学ぶNetモラル」の中の「クラスのマーク “ピーチ君”」が、児童の実態に即していたため、第1時の教材とした。

本教材は、「映像クリップ・ワークシート・指導マニュアル・資料」(資料5)がセットになっているため、誰でもすぐに授業を行うことができる。本時でも、まずは映像クリップを見ることから始めた。

【映像クリップの概要】

みかは、自分が作ったキャラクター「ピーチくん」を大切にしていた。しかし、クラスのマークコンテストが行われた際、友だちのさやかは、欠席していたみかに無断で「ピーチくん」を真似したキャラクターを出品し、それがクラスのマークに選ばれてしまう。次の日、「さやかさんが描いたピーチくんがクラスのマークになりました」という掲示を目にしたみかは、机に突っ伏して泣き出してしまった…。

授業では、付属のワークシートを使い、「みか」と「さやか」両方の気持ちを考えていった(資料6)。みかと同じように、自分が考えたキャラクターを真似された経験を持つ児童、そして、さやかと同じようにキャラクターを真似したことのある児童もいたことから、たくさんの意見が出された(資料7)。特に、さやかの気持ちを考える場面では、「僕もそうだったけど、真似した時は、すごく軽い気持ちだったんだと思う。」「真似される人のことなんて考えてなかった。」など、自分の体験と重ね合わせた意見が多く出された。

----- 授業後の感想 -----

- ・ぼくも真似していたので、これからは、絶対に黙って使わないことを守りたい。
- ・誰かが考えたものを勝手に使うと、相手がどんな気持ちになるのかを考えないといけないと思いました。

(2) 著作物の利用

著作権に関する理解を深めるために、第1時を行った日の帰りの会で、著作物を利用する場合に気をつけることについての学習を行った。使用したのは、第1時の時と同じ「事例で学ぶNetモラル」である。本教材には、短い時間で学習することができる「10分教材」も用意されているので、それを使用することにした。

【映像クリップの概要】

自分のホームページを作成することになった「みな」。友だちにURLを書いたカードを配りながら、「日曜日には公開するよ」と言ったものの、なかなか思うようなページを作ることができない。そこで、大好きなアイドルのWebページから写真やイラストをドラッグ&ドロップして自分のページを作り上げた。すると、オープンから数日後、アイドルの所属事務所から、写真やイラストの削除依頼メールが届いてしまう…。

映像クリップを視聴した後、学習のポイントを確認するための問題に取り組んだのだが、ほとんどの児童が正解することができていた(資料8)。第1時の学習を行ったその日に確認したため、高い学習効果を得ることができたようだ。

(3) 楽しく音楽を聴くために

著作権についての基本的な知識を身につけたところで、いよいよ本実践を始めるきっかけとなった、「CDの複製」に関する指導に取り組むことにした。使用した教材は、2つともインターネットで公開されているものである。

授業の導入には、独立行政法人メディア教育開発センターのWebページからリンクが貼られている著作権学習コンテンツの中の「インターネットでの著作権」を使用した(資料9)。本教材は、アニメーションと学習指導案をダウンロードすることが可能であるため、インターネット環境が整っていない教室でも実践することができた。

買ってきたCDの曲を、自分のホームページ上に掲載した主人公。その姿を見ながら、「お金を支払って買ったCDは、どこまで権利があるか」を考えていった。第1時で著作権について学習していたため、ほとんどの児童が「ホームページ上に掲載するのは、作った人の権利を侵していると思う」という意見であった。しかし、一部の児童は、「家でホームページを見てたら、タダで曲をダウンロードできる場所があったよ。だから、掲載してもいいんだと思う。」

という意見を持っていた。しかし、ある女の子の

「ホームページに載せて、その曲がいつでも無料で聴けるようになったら、みんながCDを買わなくなるんじゃないかな？ そうしたら、ミュージシャンの人が困ると思うから、やっぱり、載せるのはいけないと思う。」

という言葉には全員が納得し、買ってきたCDでも、ホームページに掲載するのはいけないことだという結論に達した。

そこで、「じゃあ、買ってきたCDを友だちにコピーしてあげるのはいいのかな？」という問いを投げかけた。今まで当たり前のようにCDの貸し借り・コピーをしていた児童にとっては、意外な問いかけだったらしく、一瞬の沈黙が訪れた。本実践の中で、一番考えて欲しい発問であったことから、児童が自由に意見を言い合えるように、班会議の時間をもち、班ごとに結論を発表してもらうことにした。すると、すべての班が「CDのコピーは、してはいけないこと」という意見を出した。その理由としては、「みんながコピーすると、CDが売れなくなって、ミュージシャンが困るから」というものであった。

全ての班の考えを聞いた後、本時のまとめとして、社団法人日本レコード協会が公開している「楽しく音楽を聴くために知っておこう」をコピーしたものを配布した(資料10)。1枚のCDが手元に届くまでの過程が、「ハッピーミュージックサイクル」という形で分かりやすく示されているため、児童の心に深く刻まれたようである。

----- 授業後の感想 -----

- ・今まで、CDのコピーを当たり前のようにしてきた。そのことが、僕の好きな歌手を苦しめていたと思うと、悲しくなった。
- ・大切なミュージックサイクルを、私がこわしていたことが分かった。もっとたくさん曲を作ってほしいから、コピーはしないようにしたい。
- ・「次の音楽が生まれなくなってしまうかもしれないんだよ」という言葉、すごくショックでした。もう二度と、コピーはしたくないです。

6. 成果と課題

悪気なくCDを複製する児童の実態から、著作権教育の必要性・重要性を痛感し、本実践に取り組んだ。自分自身、著作権というものを勉強しながらの実践であったが、児童の感想を読んで、取り組みの必要性を改めて感じている。以下の成果と課題を踏まえて、今後、もっと充実した著作権に関する教育に取り組んでいきたい。

【成果】

- ・著作権教育の導入(第1時)の題材に、身近な「キャラクター」を用いたことで、児童が自分自身の経験と重ね合わせて考えることができた。
- ・「著作物を無断使用した人」の心情だけではなく、「無断使用された人」の心情も考える活動を取り入れたことで、より幅広い意見を引き出すことができた。
- ・10分教材を使った指導を、第1時を行った日の帰りの会で実施したことにより、学習のポイントをしっかりと押さえることができた。
- ・テキストだけではなく、「アニメーション」がある教材を使用したことは、児童が共感しながら考えるのに有効であった。
- ・著作権教育に関する有効な資料がインターネット上にはたくさんあることが分かった。
- ・県内で導入している学校が多い市販教材と、Web上に公開されている教材を使った実践を心がけたため、他の先生方にも実践を広めやすい。

【課題】

- ・著作権教育は、1つの教室だけで取り組んでも成果は薄い。学年全体、学校全体に広めていく努力が必要である。
→先生方への授業公開・各種研修会での実践報告など
- ・実践を通して見つけた有効なWebページを誰もが使えるような工夫が必要である。
→学校ホームページのリンク集に登録・校内研修でのWebページの紹介など
- ・著作権教育は、学校だけで行えるものではない。保護者との連携を深めていくことが必要である。
→授業参観、学級懇談会の活用・学級通信でのお知らせなど